

ご請求・お問い合わせが困難な場合

指定代理請求特約について

特別な事情により被保険者様が保険金等をご自身で請求できない場合、あらかじめ指定された「**指定代理請求人**」が、**被保険者様に代わって請求できる**特約です。

被保険者様が保険金等を請求できない特別な事情とは、次の場合をいいます。

- 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合
- 傷病名の告知を受けていない場合
- その他、上記に準じた状態の場合

指定代理請求人について

指定代理請求人は、被保険者様の同意を得て契約者様にあらかじめ指定いただいた方1名とし、保険金等の請求時において次のいずれかに該当することが必要となります。

- 被保険者様の戸籍上の配偶者
- 被保険者様の直系血族
- 被保険者様と同居し、または被保険者様と生計を一にしている被保険者様の3親等内の親族

ご注意事項

- 指定代理請求人からの請求により保険金等をお支払いした場合、その後に被保険者様からご請求を受けても弊社は重複して保険金等のお支払いはいたしません。
- 契約者が法人の場合は、指定代理請求特約をご利用いただけません。

指定照会代理人登録制度について

70歳以上^(※注)のお客様が給付金等をご請求いただくにあたり、あらかじめ指定・登録された「**指定照会代理人**」が、**受取人様に代わって各種お問い合わせをさせていただける**制度です。通常、給付金のお支払歴等は、受取人様以外の方からお問い合わせいただいてもお答えすることができません。

(※注) 本年中に70歳を迎える方を含みます。

指定照会代理人のご登録について

受取人様の3親等内の親族の方をご登録いただくことができます。 ※複数名のご登録はできません。

例 お子様、あるいはその配偶者、成人されているお孫様等

指定照会代理人登録制度のご利用にあたって

- 指定照会代理人は、給付金等の請求に関連するものに限定し、受取人様と同等の各種お問い合わせができます。
- 指定照会代理人は、受取人様に代わって給付金等の請求に関連する各種お問い合わせができますが、請求手続きを代わりに行うことはできません。
- 指定照会代理人によって受取人様の個人情報情報が漏えいし、受取人様に損害等が生じた場合であっても、弊社はその責任を負いません。

上記サービスは、特約の付加、制度のご利用登録が必要となりますので、詳しくはコールセンターまたは営業担当者までお問い合わせください。